

ワシントン条約決議に基づくキャビアの輸出制度開始のお知らせ

水産庁と経済産業省は、国内のチョウザメ養殖業が発展し、キャビアの輸出が検討されるようになったことを踏まえ、ワシントン条約の締約国会議決議に基づくキャビアの輸出のための制度を導入します。

これにより、日本産のキャビアを輸出することが可能になります。

制度の概要

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）は、国際取引を通じた過度な利用から一定の種を保護することを目的として、1975年7月に発効しました。

チョウザメ目の種は、全てワシントン条約の規制対象となっており、これに加え、条約の締約国会議決議において、チョウザメ目の種の加工された未受精卵（キャビア）の国際取引について、締約国は(1)キャビアの製造を行う施設等（養殖場含む）の登録制度を確立し、(2)キャビアを入れる容器に再使用が不可能なラベルを貼付するといった「国際統一ラベリング制度」を執行し、(3)この再使用不可ラベルが貼付されていないキャビアは輸入してはならない旨が勧告されています。

他方、我が国は、これまでキャビアの輸出が現実的なものとして予測されなかったことから、同決議を踏まえた上記(1)、(2)の制度を導入しておりませんでした。近年、国内のチョウザメ養殖業発展に伴い、キャビアの輸出が検討されるようになったため、水産庁と経済産業省は協力し、本日より、上記(1)、(2)の制度を導入することとしました。

具体的には、水産庁が「キャビア輸出・再輸出のための施設（養殖場、加工工場、再包装工場）の登録等取扱要領」を定め、チョウザメ・キャビアの管理体制、再使用不可ラベルの貼付体制等を審査の上、施設を登録する制度を導入し、経済産業省が(ア)登録された施設で再使用不可ラベルが貼付されたか否か、(イ)決議に定める再使用不可ラベルの記載事項が輸出許可申請書に記載されているか等を確認した上で、輸出許可書を発行します。

(参考)

・水産庁関連HP（キャビアの輸出・再輸出について）：<http://www.jfa.maff.go.jp/j/sigen/caviar.html>

・経済産業省関連HP（キャビアを輸出される方へ）：

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/caviar.html

<添付資料>（添付ファイルは別ウィンドウで開きます。）

[制度の概要（日本産キャビアの輸出の場合）（PDF：153KB）](#)

— お問い合わせ先 —

増殖推進部漁場資源課生態系保全室
担当者：環境企画班 田上（たのうえ）、加納
代表：03-3502-8111（内線6810）
ダイヤルイン：03-3502-8487
FAX：03-3502-1682

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



[ページトップへ](#)